

## 特別警報発表時の学生の登校・下校及び授業等に係る措置の申合せ

### 運営会議

制定 令和6年10月23日

本校が所在する鶴岡市又は通学圏内の庄内地域・最上地域に以下に示す特別警報が発表された場合の学生の登下校及び授業等について、学生の安全確保の視点から、以下のとおり措置するものとする。

特別警報：「大雨特別警報」「大雪特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」

庄内地域：鶴岡市、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町

最上地域：新庄市、真室川町、金山町、舟形町、最上町、鮎川村、戸沢村、大蔵村

#### 1 登校時間帯に特別警報が発表された場合の措置について。

- (1) 午前6時の時点ですでに本校が所在する鶴岡市北部に特別警報が発表された場合は、通学生は自宅待機とする。
- (2) 午前6時の時点ですでに通学圏内の庄内地域（鶴岡市北部を除く）・最上地域に特別警報が発表された場合は、特別警報が発表された該当地域に住む通学生は自宅待機とする。  
また、通学経路の地域に特別警報が発表されていた場合も同様に自宅待機とする。
- (3) 上記（1）又は（2）の措置をした場合は、通学生は担任又は学生課まで連絡すること。

#### 2 登校後、特別警報が発表された場合等の措置について。

- (1) 登校後、特別警報が発表され帰宅が困難と判断される場合は、警報が解除されるまでは、学校において待機するものとする。
- (2) 登校後、特別警報が発表されることが見込まれることとなり、学生を早期に帰宅させた方が良いと判断される場合は、気候、交通機関及び道路等の状況を総合的に勘案し、学生が安全に帰宅出来ることが確認出来る場合は、速やかに学生を下校させ、以後の授業は休講とする。
- (3) 特別警報等の状況が翌日まで影響することが見込まれる場合は、教務主事は、授業等の中止・休講、自宅待機等を検討し、リスク管理室会議の議を経て対応を速やかに周知する。

#### 3 授業の確保について

この措置の実施に伴って、不足する授業については、補習等で補うこととする。

#### 4 その他

- (1) 登校中に特別警報等により交通機関の遅延や運休、またそれに伴い高専行きのバスに乗れなかった場合は、可能な限り駅やバス会社から運休（又は遅延）証明書を入手することとし、遅刻又は欠席が生じた場合は、個々の学生の状況に応じ、適切な事務処理を行う。
- (2) 上記1又は2によりがたい場合、また、台風等の上記以外の事情の発生により、学生の登下校及び授業等に係る措置が必要な場合等については、別途周知する。
- (3) 個々の学生への連絡が必要な場合は、「さくら連絡網」による一斉通知及び学校ホームページにて周知を行う。

#### 附 則

- 1 この申合せは、令和6年10月23日から施行する。